

北東北３県ドクターヘリの広域連携運航に係る運用の柔軟化に関する特別決議

救命率の向上と後遺障害の軽減に大きな効果が期待されるドクターヘリ運航事業は、平成21年３月の青森県ドクターヘリの運航開始以来、平成24年１月には秋田県、同年５月には岩手県において開始され、現在は北東北３県で４機のドクターヘリが運航されている。

北東北３県によるドクターヘリの広域連携運航は、平成25年４月より試行的に開始され、その実績と課題を検証の上で本格運航へと進められることとなり、その後、平成26年10月の運航マニュアル改正によって、「自県ヘリ優先要請」を原則としつつも「自県の搭乗医師が救命に効果的であると判断した場合」には、他県ヘリに出動要請ができるよう出動要件が緩和され、現行の広域連携運航となっている。

しかしながら、現在の運航マニュアルにおける「自県ヘリ優先」のもとでは、極めて緊急を要する患者で、他県ヘリが現場から直近に位置する場合であっても、まずは自県ヘリに出動要請をしなければならず、一刻を争う状況下では致命的な初療の遅れとなることが懸念される。

一方、先進地域においては、傷病者の救命率向上及び予後改善のため県境に捉われない運航を実現しており、一分一秒でも早く医師が患者のもとに駆けつけ治療を開始できる体制が、ドクターヘリの持つ本来の機能、効果が十分に発揮される最も望ましいあり方であるため、北東北３県においても、より柔軟な広域連携運航の運用ができる体制の構築が必要である。

そのため、当協議会では、３県にまたがり住民の生活圏を共有する構成24市町村の決議により、広域連携運航の更なる運用の柔軟化について、継続して３県知事に対し要望書を提出してきたところであるが、実現の見通しは立っていない。

こうしたことから、北東北３県ドクターヘリの広域連携運航がより効果的に運用できる体制構築のため、引き続き、岩手、秋田、青森の３県に対し、次の事項について強く要望する。

記

- 1 北東北３県ドクターヘリ広域連携運航の運用に関し、救急要請や患者の転院搬送時に対応する消防本部および医師の判断に基づき、柔軟に他県ドクターヘリの出動要請ができる体制を構築すること

以上、決議する。

令和７年６月30日

令和７年度 北奥羽開発促進協議会 定例総会